

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷二十二第

行發日一月六年五十正大

論叢

資本利子税の缺點 法學博士 神戸 正雄

海運同盟の排他的手段に對する 北米合衆國の政策 法學博士 授 小島昌太郎

岡山藩の税制 法學博士 授 黒正 巖

新經濟政策とロシア勞働立法 法學博士 授 末川 博

チャアルス・ホールの政策論 法學博士 授 堀 經夫

英國の總同盟罷業 法學博士 河田 嗣郎

長野縣下に於ける地割の慣行 經濟學博士 本庄榮治郎

世事蘆髓觀 法學博士 財部 靜治

獨逸に於ける宗教統計 經濟學士 中川與之助

營業收益税法・資本利子税法・相続税法中改正 法學博士 財部 靜治

附錄

本誌第二十二卷總目錄

(裝 轉 載)

岡山藩の税制

黒 正 巖

第一 緒 言

財政が一國一藩に於ける最大の經濟にして、その良否は一國一藩の全經濟に對して至大の關係を有すると同時に、又その消長は全經濟社會の生産力の反映である。而てその財政收入の重大部分を占むる所の租税は、その社會構成員より給付せらるゝものなるが故に、租税の輕重如何が社會生活を強く支配する事は言を俟たぬ。近來多くの經濟史家は財政の方面より徳川時代の經濟の變遷を研究し已に多くの有益なる勞作が發表せられた。然しその多くは專賣事業や財政一般に關するものであつて、専ら租税の方面より周約的に研究せられたものは比較的少い様である。これは蓋し徳川時代の税制が殆ど地租單一税の如き觀を呈し、その他の諸税はさまで重要視せられず、地租が重くして農民生活を壓迫した事は各藩とも同様であつて、かゝる問題は別に研究せずとも明な事實とせらるゝからである。又今一つの理由は、各藩の租税制度が極めて不統一にして、特に地租以外の事物に對する課税は實に複雑を極めて居る事である。例へば明治財政史に掲げられたる徳川時代の運上課税品目のみを見るも實に千五百を越ゆると云ふ様である。斯の如

き不統一複雑なる税制を統一整理して考察し、その社會經濟との關係を究明する事は、徳川時代經濟史の研究に對して一大貢獻をなすものである。勿論徳川時代の經濟的變遷を租税の如き一面のみより見る事は失當であつて、その他にも重大なる問題の存する事を忘れてはならぬ。併し乍らかの徳川時代の農村の疲弊、百姓騒動の如きものが、租税の重課に起因するのである事に徴するも租税が社會變革の一大契機なりしことは明である。而して單に租税の重課と云ふも、これを形式的にのみ觀察するは往々にして不當なる結論に導くを以て、我々はその社會の租税負擔力、生産力と租税制度とを現實に比較研究せねばならぬ。私は茲に岡山藩の税制を説述しようと思ふのであるが、岡山藩の租税が如何に民衆の生活に影響したかの事實を直接に記したる文献は極めて稀であるから、先づ岡山藩の財政一般を述べ、更にその税制を記し、それが社會經濟に對する關係に就きては、二三の學者の見解及び施設によつて間接にこれを覗ふ事とす。尙岡山藩の財政一般につきての研究は極めて廣汎に亘るをもつて、本文に於ては一々の事實を述べずして、専ら概括的に論述するにとゞめた。據るところの文献は岡山池田侯事務所の類纂及び岡山市史收載の税制篇とである。

第二 岡山藩の財政事情

徳川時代に於て財政の豊かであつた藩は極めて稀であつて、何れも窮乏して不健全なものであつた。各藩財政の困難といふは、即ち財政の收支が適合しなくなつた事を意味する。然らば何故

に收支適合せざるに至つたか、之を根本的に究明する事は總て當時の社會狀態を理解する事となる。經費膨脹の法則は之を徳川時代にも適用する事が出来るけれども、その膨脹の原因が、支配階級の奢侈的需要や、天災地變飢饉の救済の如き消極的支出の増大せる事、徳川幕府が各藩の富強となる事を阻止せんが爲めに、可成出費を大ならしめたる事、更には傳統主義に立脚せる封建制度と經濟的合理主義を基礎とする商業的勢力との矛盾も重大の關係がある。之等は現代の經費膨脹の原因と餘程異なる性質のものである。

イ、岡山藩財政困難の原因

岡山藩の財政も亦この運命を避ける事は出来なかつた。已に藩政初期に於て支出徒らに多くして收入之に伴はず、窮餘の策として大阪の町人より借銀を重ねざるを得なかつた。支出の増加せる第一の原因は、大名としての家計の膨脹である。徳川時代の大名の家計と藩の財政とはその區分が極めて曖昧ではあるが、併しこの兩者は已に觀念上區別せられて居た事は疑もない事と思ふ。併し大名の家計に對しては、今日の國家經濟に於る皇室以上に、藩の財政は多くのものを支出しなければならなかつた。大名は江戸に下屋敷を設けて妻子をおき、多くの役人を駐在せしめねばならぬのみならず、大名自らは定期的に江戸と岡山藩とをもの／＼しく往復しなければならなかつた。參觀交替の制度が各藩の財政を窮迫に導いた事はこれ周知の事である。¹⁾ 岡山の殿様は大體儉約な人が多くて自ら給する事甚だ薄かつたけれども、公人としては莫大の費用を必要とし

1) 本庄博士，經濟史研究三二九頁

た、殊に形式傳統を重する時代の事であるから、城廓邸第の改築、季節の饗宴儀禮、冠婚葬祭の費は蓋し大なるものであつたらう。

第二の原因は、直接間接に幕府より命せらるゝ儀禮上の義務である。岡山藩はその地理的事情よりして、朝鮮使及び長崎奉行往還の際の接待、御城米廻送に於ける援助の爲めに多くの失費を生じた。又かの遊行僧なるものが屢々來るので、戦々兢兢として之が欺待をなし多くの費用が入つた事は、之に關する記事によつて明かである。次は頻々として襲來する洪水の爲めに藩内の田畠が荒廢するので之が復舊の爲めにも、又人畜の死傷救助の爲めにも、不慮の金を要する事多大であつた。洪水以外の天災も徳川時代に於ては不思議に多く頻發した、その度毎に疫病が流行し、飢饉を惹起した。然るに徳川時代に於ては、地租が財政收入中の絶對的 대부분を占め、原則としては、地租が主税たるの有様であつたから、右の如き天變地異は、地租收入を必然的に減少せしめ、然かも他面に於て豫想し得ざる支出を必要としたのである。之れ岡山藩が合理的なる豫算によつて財政を遂行する事を得ず、財政の困難と亂脈とを來したる第四の原因である。更に注意すべきは、社會の貨幣需要が増加せし事である。徳川時代に於て、貨幣需要が増加せし根本原因を究むる事は甚だ困難であるが、その最初の先驅は參覲交替の制度ではあるまいか、徳川時代が米遣の經濟時代と稱せらるゝは、私が已に屢々論するが如くに、米を貨幣として直接使用したといふのではなく、米が凡べての經濟の基礎をなして居たといふに止る。社會の經濟的編制の成果は、貨幣といへる公分母によつて換價せられざるを得なかつた。而て各大名は年々歳々もの

しき所謂大名行列をなして江戸に往復したのである。之に要する支出は貨幣によらねばならぬ。かくの如く貨幣の使用が、交通の要路に當れる所に於て、貨幣經濟を發達せしめしは勿論、然らざる地方に於ても徐々に貨幣の使用を促進せしめた。岡山藩は海上交通によつて著しく貨幣經濟が刺戟せられた。更に又、藩が大阪或は京都より借入れたる金銀は極めて多額に上つて居る、之等の金銀は、救恤として與へられたにしろ、又土木その他の經費として支出せられたにしろ、之が纏て藩内に普く行はるゝに至つた事は言を俟たない。かく貨幣經濟の端緒が開かるれば、社會の給付編制が益々發達し、生産力が増加すれば更に又交換手段としての貨幣を必要とする事となり、循環論的に貨幣經濟が發達した、遂に貨幣なくしては一藩の經濟、財政は考へられなくなつたのである。かくの如く社會が貨幣を需要する事大なるに、藩政府は以前より已に多額の借金があつたので、之が決済には年々藏米を大阪に登らせて勘定したのである。併し米價の變動、地租の激減等屢々ありて、一度背負へる借金は到底之を完済する事能はず、利息の支拂のみに吸々たる有様であつた。結局、岡山藩の財政、從て又岡山藩の生産力は市民階級の貨幣の力によつて搾取せられたともいへる。

ロ、財政窮乏對策

右の如き種々の事情よりして、岡山藩の財政は次第に窮乏し、遂に整理せらるゝの時なくして明治に及んだのであるが、併し藩政府はこの財政窮乏に對して何等の策をも施さずして、自然の

まゝに放任して居たかといふに然らず。當時の財政家は殆ど考へ得らるゝ丈の事を考へつくして、對策を講じたのである。如何に專制治下とはいへども卒然として租税を増徴する事は殆ど不可能の状態にあつた。故に財政の窮乏を救ふ手段としては、先づ租税の負擔力を増大し、然る後徐ろに之より租税を徴收して財政を豊かにする事は根本策であるが、併し當時の財政窮乏の程度を以てしては、かゝる悠長なる事をなすの餘裕がなかつた。今日と同じく財政の整理として先づ人の頭に浮ぶものは、消極的の經費節減である。この思想は所謂儉約令として、徳川時代の凡ゆる事柄に見はれて居る。その結果、質素儉約が最高の道德の如くに考へられて居た。併し儉約には限度がある、武士を止めさせたり、封祿を削る事は仲々容易の事でない。又天災の難にかゝれるものを放任しておくわけには行かぬ。結局儉約精神は私人の道德として残りしのみにて、財政の窮乏を救ふ力は大ではなかつた。

岡山藩が財政窮乏を救はんがために行つた施設の中で最も顯著なるものは、開墾、社倉法、及び紙幣の濫發である。岡山藩の開墾はその組織、規模に於て我國の開墾史に特筆すべきものにして、藩政初期より元祿年間に至る迄は六萬三千石の田地を獲得し、享保四年以後には三千百三十二町歩(之を開墾地の平均收穫一反二石として換算すればこれ又六萬二千石となる)を開墾した。その多くは藩政府自ら開墾して、之を農民に拂下げたのであるから、一方に於て拂下代金を得ると同時に、他方に於て現實に租税収入を増加せし事は明かである。岡山藩の社倉法は名は社倉法なるも、その實質は社倉米の利殖によつて資源を涵養し、之を藩の事業に活用して財政に資せん

とするものであつた。之は主として津田永忠の創設する所にして、藩政初期に於ける藩の大事業は殆ど皆社倉米の力に因るものである。右に述べた大開墾の如きも、多く社倉米によつたのである。併し之は中途から廢止せらるゝの運命に至つた、その廢止の原因は明かでないが、農民に貸付けて利息を取り上げる丈け、農民が餘裕を存せざるに至りし事、及び藩の財政窮乏の結果、社倉の元本を費消してしまつたものと思はれる。茲に於て最後の一策として發案せられたのは、藩札の發行である。之は領内の金銀を借り上げる最も有效なる手段にして、強制公債募集の一變形である。之が爲めに政府は多額金銀を獲得したが、周期的に札潰しを行ひ、損失を民衆に轉嫁したのである。一時的には、財政上の目的を達し得たかも知れぬが、結局民衆の財政負擔力を減殺し、財政組織を根本的に覆す事となつた。之につきては已に社會科學第二卷第三、四號に於て詳述したから、茲には省略する。若し夫れ、大阪や京都の商人から莫大の信用を受けし事は、紙幣の濫發と共に藩の財政を益々危地に陥れしものにして、貨幣力に對して抵抗力の乏しき封建制度の傳統主義は、高利の爲めに最後の止をさ、れたわけであつて、西洋の封建制度の沒落、市民階級の隆興も、皆その揆を一にして居る事は、注目すべき事柄である。

八、岡山藩の財政收入一般

岡山藩の財政收入はいふ迄もなく地租を以てその大宗とし、他の諸税は殆ど問題にならぬ程のものである。而てその收入の總額は、當時の如く計理思想の發達せず、又種々の事情よりして之

を明白にする事を故意に回避せる時代に於ては、その全収入が如何程あつたかを明にする事は殆ど不可能であつた、只地租のみは大體の數量が記されてゐる。年によつて増減はあるも、先づ二十萬石前後であつた、併し之は粃の事と思ふから玄米にすれば、先づ十萬石前後とすべきであらう。その半數は武士の俸祿として與へねばならなかつた相であるから、僅か五萬石で一藩の財政を切盛するのである。然かも穀價が非常に大なる幅を以て騰落した事を考へても、財政困難の程も案せられるわけである。

岡山藩は租税以外の収入は極めて少かつた、山林の拂下を行つた場合もあるが、之は甘く成功しなかつた。又政府自ら專賣事業を行つた事もない様である。熊澤蕃山は夙に獨占的商業の弊を論じて、賢君は特定の商人に特權を與へて運上を取り民衆を壓せずと論じて居る位であるから、藩政初期に於て專賣事業が行はれたとも思はれぬ。又幕末には鹽專賣があつた様に一二の文献に記されて居るが、⁵⁾私は數年來心がけてその記録を検索せるも、當の岡山藩の文献中には未だ發見せられぬから、その實行せられしや否やを速断する事は出来ぬ。かくの如く岡山藩の財政は租税以外には殆ど収入なく、強ひて求むれば、藩政初期の社倉法と紙幣の發行とを擧げる事が出来るが、之は財政収入としては特例的のものである。岡山藩の財政の研究を爲さんとせば、先づその租税より初めねばならぬ。

第三、岡山藩の税制

5) 熊澤蕃山、集義外書(日本經濟叢書第三十三卷二五七頁)

6) 本庄博士、前掲書二七五頁以下、

租税の發達は之を形式的及び實質的の二方面より觀察する事が出来る。即ち形式的にその發達過程を見れば、第一は人民が自由意思を以て君主に献納する時代、第二は君主が請求し人民が之を承諾する時代、第三は君主が專斷的に強徴し人民の意思如何を問はない時代、第四は國家が強制的徴税を爲すに先ち議會の協賛を経る時代の四階段に區別せらる。更に之を實質的に見れば、租税は先づ勞役の形を以て現はれ、次で實物貢納として行はれ、遂に貨幣經濟の時代に至つて貨幣を以て租税が納めらるゝ様になつた。更に租税の實質的發達は、租税が如何なる税本又は税源によつて支拂はるゝかによつても區別する事が出来る。漁撈狩獵牧畜の時代は別として、農業時代に於ては、その最も重要な生産手段、勞働手段たる土地に對して租税が課せられ、地租の如き不動産税が最も重要な部分を占めて居たのである。然るに商工業の發達すに及びて財産が動産化せられたので、之に課税する爲めに動産税が行はるゝに至つた。即ちこの時代に於ては凡べての財産凡べての所得を綜合して課税せらるゝと同時に、消費税も發達したのである。然るに社會が資本主義化せらるゝや、茲に貧富の懸隔益々大となり、階級闘争が行はるゝを以て、その負擔の公平を計り、社會の調和的發達を計らんが爲めに、租税が社會政策的意義を有するに至つた。⁷⁾然らば、岡山藩の税制は如何なる發達過程によるものか、如何なる性質のものであるかを明かにする爲めに、各種の租税につきて説明するであらう。

一、地租

(イ) 田租

岡山藩の朱印高は三十一萬五千二百石にして、その直高は約五十一萬石、地高は

7) 小川郷太郎博士著租税論六二頁以下

8) 小川博士前掲八五頁以下

約四十一萬石であるが、併しその現實の耕作面積は三十六萬餘石であつた。寛永九年の物成は十九萬八千石であつたといふが、承應三年には凶年の爲め八萬石に減じ、明暦元年には十五萬石となり、爾來十八萬石を前後して居たが、寛文四年以後は先づ二十萬石前後であつた。故にこの二十萬石を直高に比すれば、四公六民なるも、現實には六公四民の割であつて、實際上の計算に於ても、有糧高に十分の六を剩じ、更にその半分を玄米額として納税したのである。尙ほ此の外に附加税として夫米、口米、糶糶代を收めねばならぬ。夫米は一に浮米、とも稱し、古代の庸役に相當するのであるが、直接に夫役に服せずして一人一升五合宛を上納するものである。併し之は計算法が面倒なので年貢米百石に對して六石を上納せしむるの方法が用ひられた。口米は租税徴收費の如きものにして、年貢米百石につき二石宛を納め、地方役人の所得に歸す。糶糶代の如きも戰國時代の遺物にして、糠一俵を米七合に換算し、年貢米百石につき糠四十俵即ち米二斗八升である、藁は三尺繩の束一把を米五合に換算し、年貢米百石につき六十五束即ち三斗二升五合とせられた。年貢米、口米、夫米及び糶糶代の四者を合して定米と稱した。

併 乍ら年貢米と稱するも、この中には麥又は大豆を以て上納せらるゝものがある。田地高に定免率を乗じたる物成、即ち年貢米の一定量は、土地の事情によつて麥及び大豆を以て代納せしめた。之を麥成、大豆成といふ。而て麥一石は玄米五斗に、大豆一石は玄米七斗とした。定米の三分の一に當る部分を麥成によつて上納せしめ、更に麥成一石につき大豆成一斗五升を納めしむ。故に例へば九十石の定米を收むる所に於ては、玄米六十石、麥五十一石、大豆九石を納めぬ

ばならぬ。尤も麥作は各地一般に上納するのではなく、裏毛作に適せざる地方は之をなさず、換ふるに米納を以てす。之を用捨麥と稱へた。かくの如く麥成を設けたのは、一方に於て家中藩士の麥の需要ありしと同時に、他方に於ては、麥收後直ちに麥成を出さしめ、一時に年貢米上納の苦痛を少しでも緩和するの目的に出たものである。併し乍ら元來夏期は農民の食物に不足を告ぐる場合が多いので、都合によつては之を用捨し、秋の收穫後迄上納延期を許した、用捨麥本來の意味は之れである。

徳川時代の田租の課税方法につきましては、定免法と毛見法との二つがある。何れも長短得失を有するが、岡山藩に於ては初より定免法を原則とし、凶年の爲め收穫激減して規定の租税を納むる事が出来ない場合にのみ毛見法を用ふる事とした。各藩の財政が當時尙ほ家計的性質を有したにしろ、毛見法による時は收入不確定にして、左なきだに收支適合をなす事不可能なりし財政は、益々不安定なるものとなりざるを得ぬから、岡山藩が定免法を用ひたのは財政的立場よりいへば、當を得たものといはねばならぬ。併し乍ら特別の天災地變のなき場合に於ても、農民は生活の困難になるにつれて種々の口實を設けて毛見を請ふに至り、財政は一層困難した。而て當時田租の租税主體は個人に非ずして、村であつた。村は一の人格として、その村高の六割を年貢として上納したのである。併し村の内部に於てはその持株田畑に應じて耕作者に配分したのであるが、その持株田畑に對して納税し得ざるものは、或は借銀をし、又は村方の「まごひ者」となりて他の村民より代納して貰つた。従て一度村内に未進者が出来れば他の村民は非常に迷惑を受け、

村民全體が共倒れとなるの危険があつた。

(□) 地子銀　之は岡山城下の市街宅地に對して課せられたものである。岡山町の檢地畝高は時によつて多少の異動あるも、貞享の頃には六十三町六反餘であつた。爾來大した發展もしなかつたのであるから、大體この位の面積と見て差支へない。而てその地子米高は八百餘石であつて、之を十月朔日より十一月二十日迄の平均米價によつて銀に換算して上納せしむ。岡山町を頭町、中六町、外町の三等に分ち、それ〱一反當りの地米子高を異にす。頭町は六町内にして一反二石七斗乃至三石、中六町は一石五升乃至二石六斗五升、外町はその町數最も多く七斗五升を以て最低額とし二石七斗を以て最高とす。故に之によつて見れば、町を三等級に區分せしは必しも負擔の輕重といふに非ずして、町の格の上下をいふにすぎない。併し大體に於て町の繁昌の程度によつて地子米を課して居た事は明かである。尙ほこの地子米に對しても口米が附加税として課せられた事は、田租に於けると同一である。

二、運上

(イ) 運上の品目　運上の意義は極めて曖昧にして、運上中には種々雑多のものを包含し、運上の名を有し乍ら性質の全然異なるものがある。併し之は大體に於て、農業以外の産業に對する租税又は報償にして、且つ多くの場合に於て實物納税によらずして銀納であつた。運上が何時の時代に制定せられしかは明かでないが、延寶五年の運上銀寄には、伊部焼、壘表、買薪、賣鹽、海邊肴間屋、木綿實座、日粉座、船舶の七種を記して居る。後、天和二年四月には買薪、買鹽、

蠲表の運上免除ありしが、元祿九年には左の五十二種の品目を以て運上課税品とした。

小	麥	荏子油	鐵	醬油之質	他所	鹽
大	豆	種子油	鍋	釜	藥	玉
小	豆	鯨油	篋	先	生	蠶
空	豆	布之類	材	木	なり	物
大	角	豆	木	綿	竹	生
蕎	麥	絹	類	茶	搥	魚
稗	眞	綿	類	草	燒物之類	魚
胡	麻	苧	之類	ま	わ	た
荏	子	古	手	小	間	物
種	子	質	質	木	ぶ	し
胡	麻	買	入	質	き	こ
					く	竹
					の	皮

更に元祿十六年の運上寄高中には、海船、高瀬舟、質、穀物、魚、薪、鱈、干鰯、油、油粕、木棉もめん、茶煙草、板材木竹、鹽、炭、なり物、紙、鍋釜鉄物、唐津物伊部物、農道具、小間物品を掲ぐ。寶永元年には町高に對して從來よりの運上を一時免除し、又郡部に對しても二十三種の品目につきて運上を免じた。郡部が二十三種のみに限られたのは、元來郡部で賣買せらるゝ商品は制限されて居たからである。その後、運上課税の品目の變化ありしも、略ぼ右の如き品目であつた。尙ほ酒に對する運上は延寶(寶永?)六年廢止せられ、享和三年酒造役米として酒造米

高の十分の一を幕府に納入する事になつたといふ。

(口) 運上、の賦課方法 上述の如く運上課税品目を規定したが、その課税方法は種々ある。之によつて運上を區別する時は、營業稅的のもの、消費稅的のもの、特許稅的のもの、通行稅的のもの等に分つ事が出来る。併し課稅方法によつて運上の租稅論上の性質を明にする事は極めて困難なるが故に之を止め専ら如何にして課稅せられしかのみを説明しようと思ふ。問屋制度又は座株制度は、元來その商業獨占權を與へて商業の發達を計り、同時に政府の財政需要に充てんが爲めに設けられたるものであるが、後には全く特權稅の賦課又は消費稅取立の機關となりし觀がある。而てこの特權稅は次第に營業稅的のものに變化して居る。鹽問屋は鹽運上取立の便宜上創設せられた。鹽運上は鹽を他國產と自國產とに區別し、前者は五斗入一俵に付銀二分五厘、後者は一分五厘(後二分五厘となる)の鹽稅を課し、且つ假令自國內に消費せられずして作州に移出せらるゝものご雖も同一の課稅をなした。その徵收方法は、内外產地より鹽舟が到着する時は町名主立會の下に、問屋をしてその俵數を檢せしめ、毎年七月、十二月の兩期(後には一ヶ月毎)に問屋より藩政府に納銀するものとす。而てその五斗入の俵の中には、生産者がその稅率に應じて豫め餘分の鹽を入れおくを以て、問屋は租稅に對して少しも負擔する事なし。然らばこの鹽稅は全く生産者の負擔となるや、消費者に轉嫁せらるゝや不明にして從てこの鹽稅の性質は極めて曖昧なものである。之に反し鹽問屋がその取扱ひし鹽一石に對して銀一匁宛を上納するは、その名は冥加銀なるも明かに營業稅的のものといふべきである。この外、伊部物座には課稅なきも、伊部

燒の竈一個に對して一定の税率を以て課税し、藍玉問屋の課税を廢して紺屋の藍瓶一個に對して運上銀三匁六分五厘を課し、船舶に對しては帆を課税標準となし、その他多くの商業はその取扱高又は賣上高になつて運上を納めしめて居る。又同じく運上と稱せらるゝも、その取引高等と何等の關係なく、問屋又は座株が特定の運上を納むるものがある。

船運上は海船川船共にその大小に應じて課税せられたのであるが、更に川舟に對しては通行税の如きものを課した、即ち東西二大川を連結する運河たる倉安川の通行船は、荷主が銀二匁を上納する事とした。又東西二大川を通航する高瀬舟は、積出運上として、薪一艘につき銀札三匁、柴材木は二匁五分宛を、東大川にありては和氣番所、西大川にありては牟佐番所に上納して初めて通航する事が出来た。

三、萬請代

之は小物成と稱せらるゝものにして、之にも種々のものが包含せられ、往々にして運上の名を以て呼ばるゝものもある。その多くは狩獵漁撈に對する鑑札料又は免許料と目すべきものにして、或は山林原野の木竹薪炭茸類採取の入札代と目すべきものもある。前者は一人に就き幾何、又はその使用具を課税標準とするを常とし、後者は豫め上納額を一定せる場合もあるが、その都度入札に附するを例とす。大山林の拂下の場合には多額の收入を上げ得たるも、他はその額僅少にして、財政に資する所は大でなかつた。

四、冥加銀その他

冥加銀には元來定率なく又定期的でない、政府と特殊の關係にある商工業が、自發的に上納するを原則とす。尤もその性質が轉じて定額定期のものとなり、一種の特權稅、營業稅の如きものに化したる場合もあるが、未だ以て完全なる租稅といふ事は出来ない。

又岡山町に於ては、各町の自治行政に要する費用として、町役銀なるものがあつた。頭町は各町年銀二貫目、中六町一貫目宛、外町各町凡そ六百目宛を納め、各町内に於て更にそれ／＼各人に負擔せしむるものとす。その支出の主なるものは、驛傳入費、氏神祭禮費、町内用場費等である。岡山町内の土木事業、諸大名通行の際の費用はその都度各町に賦課す。

最後に注意すべき制度は、岡山町に於ける家質用場の制度である。元來金銀の貸借に關する事件は證文面のみによつて裁斷せしも、家屋敷を抵當とする債權につきては、町會所の所管外として別に家質用場なるものを設け、その事件に干與する事とした。この制度の創設時期は明かでないが、明和四年に設けられたる大坂の家質用場に倣つたものと思はれる。無役の總年寄二人交代にて自宅を以て用場となし、家屋敷抵當の金銀借用證文に對して、貸主より毎月一定の手數料を徴するの約束にて、奥書與印の公證を施す。安永九年二月の町手觸書には、利銀若干の内より貸借金額五貫目以上は一貫目につき一ヶ月六分、五貫目以下は八分の家質請判料を銀主より納税すべき旨を規定す。寛政二年二月請判料一ヶ月一貫目につき五分とし、用場入用として是迄貸銀の十分の一を貸借の際徴收せしを百分の一に減じた。之はこの税の賦課せらるゝに至つて以來、家質利子を騰貴せしめ、家屋敷の價格が低落し、家屋敷を抵當とする金融が減少したからである。

又用場の事業として同年にはその弊を補ふ爲めに、家質用場徴收銀を以て家屋敷抵當貸付をなし一ヶ月八朱の利を徴する事とした。要するにこの課税は一種の資本利子税ともいふべきものにして、當時としては可なり思ひ切つた租税である。

*

*

*

*

以上を以て岡山藩税制の大様を述べたのであるが、固より今日の如く租税の體系を考へたものではなく、又税法を定むるに方つて民衆の承諾を得たものではない。而て地租が租税中の心柱とせられ、然かも玄米によつて上納せらるゝ有様であつて、全く農業經濟時代である。只交通の發達せし結果、漸く流通經濟となり商工業が獨立の職業となりしを以て、之に對しても課税するに至つた。併し之は全收入より見れば僅少のものであつたが、何れも貨幣によつて徴收せられた。

課税物體、主體につき多少社會政策的意圖が見はれて居ない事はないが、之は殆ど問題とならない。當時の事情の下に於て考へらるゝ限りの事物に課税した。その些細のものに至る迄課税して居る所を見ても如何に財源が涸渇し、財政が窮乏して居たかを察するに難くない。今日の如き租税學理より割り出されたものではあるまいが、二重課税、三重課税もあつた。例へば鹽田の如きは、先づ鹽田の地主に對して鹽濱運上を課し、更に製鹽業者に對して鹽竈一個につき幾何と定めて運上を徴收し、最後に鹽問屋に於ても課税して居るが如きは著しきものである。然かも不公平な事には、田租收入の過半を分配せらるゝ武士が納税義務を有せず、時に僅少の上納をなすに止るが如きは、たとひ武士を大名の大家計の一部と見るべきにしる、財政の窮迫を來すの一動機で

あり、又封建組織自らを崩潰せしめた一原因といはねばならぬ。

第四、岡山藩税制に關する二三の見解

以上によつて見れば、岡山藩の財政が甚しく窮迫し、然かも税源として漁りうるものは殆ど全部をあさりつくして居る。之れは藩政府そのもの、存立、從て又封建制度そのもの、存立を危ふするのみならず、延て社會一般の生産力を破壊し、その健全なる發達を望む事は出来ない有様である。而てかくの如き状態は必しも徳川中世以後の事ではなく、已にその初期に於て種々の弊害を生じて居た事は明かである、それが時と共に加速度的に悪化したのである。されば熊澤蕃山や池田光政の如きも租税問題を論じて居る、彼等の議論は只單に租税が少いのが善政であるとの舊來の東洋思想に囚はれた爲めではなく、現實に租税の重き事が、民衆生活を壓迫せし事をまざくく目撃したからであらう。故に私は右の二人及び幕末の學者武元立平の所説を略述して、岡山藩の税制と一般經濟との關係を理解するの一助としよう。

イ 熊澤蕃山の見解

蕃山は直接に岡山藩の税制につきてその見解を述ぶる所なきも、彼が租税に關して考慮を拂ひし事は「毛見法令考」に於て毛見の事を記し、又集義外書等に於ても毛見の得失を論じて居る位である。併し乍ら彼は當時の税率たる六公四民は時勢として止むを得ぬ所と考へてゐた様である。その代り新開地などを行はずして、舊地を改良整理し、人口を増加して周約的に耕作すれば生産力が増進するから、必しも農民は苦しくない、又之が前提としては山林

を繁茂せしめ、河水を治めて旱魃洪水の難に備へようとした。勿論井田法の如きも理想的のものではあるが、その所謂十一の法を以てしては、到底今日の財政需要を充足し得ないのみならず、我國の地形より考へて實行不可能の事として居る。最良の法は農兵制度にして、城下に徒食せる武士にその祿高に應ずる土地を與へて歸農せしむれば、財政的支出は減じ、生産力は増大し、更に一般人民の租税の負擔が軽減せらるゝであらうと論じた、併し之は社會の大變革であり、ある意味で封建制度の破壊であるから、武士の反對で到底行はれ難い所であらうといふて居る。元來彼の思想は、一方に於て非常に急進的であり理想的であるが、又他面に於て極めて保守的であり且つ現實的であつた事は、彼の議論の中に直に發見し得る、從てその所説は概念的に失し、數百の議論も結局議論に了つた觀がある。岡山藩の政策遂行上、長く彼の思想が大なる影響を有したではあらうが、その現實に行はれたものは山林治水の一事にすぎない。税制に對しても、實際上にその意見は行はれなかつた。

□、池田光政の見解 芳烈公光政が凡ゆる方面に非凡の天才を有して居た事は茲に論ずる迄もない。彼は租税の制度につきて、直接に議論する所なきも、彼は常に周代の租法を以て理想的のものとして考へ、之を自己の領内に實行せん事を希望して居たものと思はれる、熊澤蕃山が夙に井田法の當否を論議して居るのは、恐らく光政との關係に於て初まつたものと察せられる。光政は蕃山が去つて後、和氣郡の新田に井田を設けて自己の理想を試みた。徳川時代の經世濟民を以て自ら任ずる學者にして、苟も井田法を論ぜざりしものはない有様であるが、併し余の寡聞を以て

すれば、それが小規模にしる現實に行はれたるは我岡山藩のみである。¹²⁾之は正に獨逸バーデン國王カール・フリードリッヒがその領内數個の村落に於て單一税を試みしと相對比すべき興味ある問題である。¹³⁾勿論光政の試はカールと同様に見事に失敗した、たとへこの一小地區に於ける試験が成功したにしても、之を藩全體に行ふ事は殆ど不可能の事であり、全耕地の九分の一の收入を以てしては、膨脹せる財政が維持せらるゝ筈はない、社會の組織を根本的に改革するの外はないのである。尤も光政の時代は幕政初期の事であつて、一番の財政經濟が左迄窮迫して居なかつたともいへよう。併しとに角、光政がかゝる制度を試みたのは、彼が上古周代に於けるが如き政治を行はんとする單なる理想に出發せしは勿論であらうが、之と同時に租税が次第に増加し、藩民がその負擔に苦しみつゝあつた事をも物語るものといはねばならぬ。尙ほ岡山藩井田法の如何なるものなるかにつきては、私は嘗て他の場合に研究を試みたから、茲には省略する。

八、武元立平の見解

勸農策の著者武元立平は明和文政時代の人であつて、從て彼が論及して居る事は、大體當時の農村狀態、社會狀態である。この時代は封建制度はも早や行き詰りの有様で、農民の疲弊甚しく、且つ凶年引き續きし爲め、散田が次第に増加し、租税の未進は驚くべき高に達したようである。彼の記す所によれば、岡山藩の地租は、田地六免、畑五免、即ち田地は六公四民、畑は五公五民にして、更に附加税として年貢一石は夫米六升、口米二升、糠藁代六合五勺である。然かも生産力之に伴はず、農業は勞多して利少きものなれば、農民の子弟は他に轉職し、從て農村の勞力が減じ、相循環して未進が増加した、併し乍ら未進は農民自身の事であ

12) 拙著經濟史論考二五二頁以下

13) 沙兒學士單一税の實現性、經濟論叢二二卷二號二五二頁

つて、政府の財政收は之が爲めに大して減少しなかつた、蓋し當時の地租は村高に對して賦課せらるゝものにして、村全體が連帶責任を以て租税を納めねばならなかつたからである。斯の如く形式的には村方全體が連帶して租税を出したるが如きも、多くは村内の富者又は頭百姓より借金する事となつた、未進銀の爲めにせし借銀は二千三四百貫を下らず、農民はその年々の年貢と共にこの借銀の爲めに苦しんだと述べて居る¹⁴⁾。更に未進者の借銀が次第に増加して到底之を償ひ得ざるものは、結局その未進を村方へ割り付けて辨濟した、かくの如き未進者を「村まどひ」と稱し、「村まどひ」の者計りは之を普通の百姓よりも一段格を下げ、非人小屋の如き寄小屋の中に集めたといふ。而て未進者の持株田地は村方惣作とした、當時はこの種の田地を散田と稱したることである¹⁵⁾。

武元立平は、仁政の第一は税斂を薄ふするに在りと考へ、我國の租税の發達とその時代々の社會の平和、經濟の發達との關係を述べ、源平以來天下常に動亂せしは租税の重課に在りと論じて居る¹⁶⁾。この議論の當否は暫く別として、一應の見解である。彼の意は、今にして租税を減輕し、農民を保護するに非ずんば、天下再び亂れるであらうといふ事を暗々裡に謂はんとしたものであらう。然らば之が救濟策如何につきては、租税の徵收法、農民の經濟的保護の如き現實に即した問題をも論ずると同時に、當時の學者と同じく先づ井田法を吟味してその實行不可能なる所以を説き、今日の社會組織をそのまゝに維持せんとする以上は、六公四民は止むを得ざる時勢の要求であるとした¹⁷⁾。茲に於て、蕃山の説の如く、農兵制度の復活を主張せざるを得なかつた。即

14) 元武立平勸農策(日本經濟叢書二〇卷五一頁)

15) 同上 五八七頁

16) 同上 五七八頁

17) 同上 五八二頁

ち彼の所謂家中在宅の法である。彼は勿論兵農分離し、武士は専ら文武を修め、農民は耕耘生産を常とするの制度は良法である、併し之には一定の條件を必要とする、今日の如く租税の爲めに農民が衰微して田畑が荒廢し、物成少くなりて武士が減祿せらるゝが如きは、兩者共倒れとなるの虞がある、この危機を脱するの唯一の良策は武士の歸農土着である。かくすれば田舎の浮浪人失業者などを雇入れて耕作せしむる事となつて散田は減じ、物成の納は年々豊となり、支出減じて收入増加する。かくして初めて社會は新しき道に生きるであらうと考へた。¹⁸⁾

第五 結 言

以上の如く、岡山藩の財政は已に窮乏して居た事は明かである。年々増加する經費、然かも夫れは社會の生産力を増大するが如き積極的のものではなく、債務の利拂、天災の跡始末、儀禮、防備の如き消極的のものである。之に反し收入の増加は之に伴はず、一度凶年の襲來せんか、非常なる減收を來し、永く政府及び民衆の負擔として遺つたのである。岡山藩の最も重要な収入たる地租は六公四民であり、あらゆるものが課税されて居たけれども、之を以て直ちに他藩よりも重課であつたともいへぬ。散田が著しく増加せる事は事實なるも、之は他面に於て轉職をなしうるの可能があつたものと思はれる。一脉の山を隔つる作州が頻々として百姓騒動をなし、流血の慘劇を演じたるは、農業をすて、他に赴くの道がなかつたからである。然るに岡山藩に於ては殆ど百姓一揆なるものがないのはこの邊の消息を語るものである。

併し乍ら農業が衰退して商工業が發達する事は即ち封建制度の崩壞を意味するのである。又商工業の發展は一定の前提を必要とす、當時の事情に於てはその大なる發達は到底之を望む事は出來ない。矢張り農業の振興助成をなすの外はなかつた。結局蕃山や立平の論じたるが如く、武士の歸農在宅論に歸着するのである。形式的に見ればこの議論は當時の社會組織を是認し、六公四民はその財政維持の爲めに已むを得ざるものと考へては居たが、そのまゝに放任する時はその社會組織の下部構造たる農業の衰退となり、應てその上部構造が潰れる事を虞れて居る。併し乍らこの議論が已に本質的には封建社會の崩壞を意味するものである。武士を農に歸らしむる事は、武士をして寄生的生活を放棄せしめ、自ら社會の生産關係に入り込みて、社會の生産力を増進せしめんが爲めである。即ち農業經濟社會の生産力を最大限に發揮せしめんが爲めである。かの明治維新は歸農土着の變形である。ある意味に於て、歸農在宅といふが如きは、處士横議の讖を免れんが爲めに、巧妙なる詞を借りて社會の解體を主張せし革命思想であるといへる。當時の租税は恐らく極限迄徴收せられ、社會の生産力も早之れ以上の負擔をなし得なかつたのである。租税の増収又はその改革を主張するものが、必ずや井田法に論及し又は歸農在宅を高調せし事は、その社會の生産力がその社會組織を支持し得なかつた事を論證するものである。故に封建制度が崩潰するは只時機の問題にして之は必然の運命であつた、而て之に最後の斧鉞を加へたのは黒船である、黒船の渡來はさなきだに窮乏せる各藩の財政を根本的に擾亂し、財政權の把持者たる武士階級は遂にその特權を市民階級に讓渡するに至つたのである。

本稿は帝國學士院の推舉により、東照宮三百年祭紀念會補助金によつて行ひたる研究の一部である。